公　　告

市有財産（物品）の売却について、次のとおりせり売りを実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び犬山市契約規則（昭和４０年規則第２１号）第７条の規定に基づき公告する。

令和８年１０月２９日

犬山市長　　原　　欣　伸



1　売却する物件

犬山市が所有する財産（物品）をせり売りにより、次のとおり売払いする。

財　　産　　名　　称	数量	予定価格	入札保証金
帰零式リニヤープラニメーター （メーカー：株式会社玉屋商店）	１台	3,000 円	300 円

備考　予定価格とは、あらかじめ犬山市が定めた最低売払価格（消費税相当額を含む）をいう。

2　入札方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続・方法については、別に定める犬山市インターネット公有財産売却ガイドラインに従って行う。

アドレス　https://kankocho.jp/

3　入札に参加する者の必要な資格に関する事項

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号又は同条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

⑵　個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。）でない者であること。法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員でない者であること。

⑶　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分対象となっている団体または構成員でない者であること。

⑷　日本語が完全に理解できること。

⑸　市が定める犬山市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

⑹　「４　入札の参加申込み等に関する事項」によりあらかじめ入札への参加申込等をしたものであること。

4　入札の参加申込み等に関する事項

(1)　参加仮申し込み

入札に参加しようとする者は、令和８年１０月３０日（金）午後１時から令和８年１１月１７日（火）午後２時までの間に、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の公有財産売却システムを利用して参加仮申込を行わなければならない。

＊　手続きをするにはログイン ID の取得が必要となる。

(3)　入札保証金の納付

入札保証金の納付方法はクレジットカードのみとする。参加仮申し込みの際にクレジットカード情報を入力すること。

原則として、入札開始２開庁日前までに犬山市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札をすることができない。

(4)　参加本申し込み

参加の仮申し込みを行った後、次に掲げる書類を市に提出（持参もしくは郵送）しなければならない。（郵送の場合は申込締切日である令和８年１１月１７日（火）必着）

なお、必要書類は犬山市ホームページからダウンロードすること。郵送料は申込者負担。

提出書類

①　受付確認表

②　公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」という。)

③　誓約書

④　個人の場合は、公的機関が発行する本人確認書類（運転免許証、保険証等）のコピー

⑤　法人の場合は、登記事項証明書の写し又はそのコピー

⑥　法人の場合は、法人役員の詳細

⑦　委任状【代理人による手続きの場合】

※　法人の代表者が従業員に入札の手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

※　委任状を提出する場合は、「委任者」及び「受任者」の公的機関が発行する本人確認書類（運転免許証、保険証等）のコピー（法人の場合は、登記事項証明書の写し又はそのコピー）を提出すること。

(5)　提出先

「17　書類の送付先・問い合わせ先」を参照

5　入札等の場所及び期間

(1)　場所

公有財産売却システム上

(2)　入札期間

令和８年１２月１日（火）午後１時から令和８年１２月３日（木）午後１１時まで

(3)　開札

令和８年１２月４日（金）午前９時に公有財産売却システム上で開札する。

6　入札の方法

(1)　公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、入札はせり売り方式によるものとし、入札は入札期間内であれば何回でも可能とする。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできない。また、一度行った入札は、入札者の都合による取り消し及び変更はできない。なお、入札期間の自動延長は行わない。

(2)　持参及び郵便等上記(1)以外による入札は認めない。

7　入札保証金に関する事項

(1)　入札に参加しようとする者は、犬山市が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。（入札保証金の金額については「１　売却に付する物件」を、期日については「４　入札の参加申込み等に関する事項　(3)　入札保証金の納付」を参照）

(2)　落札者の納付した入札保証金は、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を令和８年１２月１６日（水）（郵送の場合は必着とする。）までに提出することにより、その全額を契約保証金に充当することができる。

(3)　入札保証金は、入札期間後に返還する。返還する入札保証金には利息を付さない。

(4)　クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、引き落としを行わない。ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、一旦入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還する場合がある。

8　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する、入札は無効とする。

(1)　入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2)　入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札

(3)　本ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

(4)　入札に際して談合等による不正行為があった入札

(5)　(1)～(4)に掲げるもののほか、特に指示した事項に違反した者の入札

9　落札者の決定方法

入札期間終了後、犬山市が開札を行い、公有財産売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低売払価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合、公有財産売却システム上では、その金額を先に入札した者を落札者として決定する。

なお、落札者の決定にあっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

10　契約の締結

(1)　落札価格が１０万円を超える場合は、契約書又は契約の相手方から契約に関し必要な事項を記載した請書その他これらに準ずる書類（以下、「契約書等」という。）の作成を要する。ただし、落札価格が１０万円以下の場合には、落札決定をもって契約を締結したものとみなし、契約書等の作成を省略する。

(2)　落札者は、契約書等を作成した場合は、令和８年１２月１６日(水)（郵送の場合は必着とする。）までに、犬山市に提出しなければならない。

(3)　上記期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

11　契約保証金に関する事項

(1)　落札者は契約保証金を納付しなければならい。ただし、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を令和８年１２月１６日（水）（郵送の場合は必着とする。）までに提出することにより既納の入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(2)　契約保証金の額は、入札保証金と同額とする。

(3)　契約保証金は、落札者が契約内容に従って履行を行った後に返還する。なお、返還する契約保証金に利子は付さない。

(4)　契約保証金の返還には、４週間程度の期間を要する。

(5)　落札者の納付した契約保証金は、落札者本人の申出（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書の提出）により、売買代金に充当することができる。

(6)　落札者が、犬山市が定める売買代金の納付期限までに納付しない場合は、契約保証金は、犬山市に帰属する。

12　売買代金の納入

(1)　落札者は、売買代金を犬山市が発行する納入通知書により令和８年１２月２２日（金）午後２時３０分までに犬山市が指定する金融機関に納付しなければならない。
　代金納付後、領収書の写しの提出を依頼する場合があるため、大切に保管しておくこと。

(2)　売買代金の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

(3)　売買代金が納入期限までに支払われない場合は、契約を無効とし、契約保証金は返還しない。

13　所有権の移転

(1)　売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転するものとする。

(2)　物品の移送・修理及び所有権移転に係るすべての手続きは落札者が行うこととし、すべての費用は落札者の負担とする。

14　引き渡しについて

(1)　売却代金納入時の現状有姿で、犬山市の保管場所（犬山市役所経営部経営改善課　４階）にて行う。ただし、着払いによる配送を可能としている物件においてはこの限りでない。

(2)　引き渡しにかかる交通費や配送費用など一切の費用は落札者の負担とし、犬山市は一切負担しない。

(3)　引き渡しを受ける期間において、物品が破損、紛失となった被害を受けた場合、市は一切責任を

負わない。また、いかなる理由があっても、引き渡した物件の返品や交換は受け付けない。

15　用途の制限等

落札者は、落札した物件を、次の用途に供してはならない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の施設に係る用途

(2)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第４条第２項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

(3)　風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業及び同条第１１項に規定する接客営業、その他これらに類する業に係る用途

16　その他

(1)　契約締結後に犬山市の責に帰すことができない事由により滅失及びき損等が生じた場合、犬山市に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することができない。

(2)　犬山市は契約不適合責任を負わない。

(3)　この公告、本ガイドライン及び物件調書等に記載する事項にて確認した売買物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売買代金の減額を請求することはできない。

17　書類の送付先・問い合わせ先

〒484-8501
愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
犬山市　経営部　経営改善課
電話：0568-44-0333　/　E-mail：080200@city.inuyama.lg.jp